

平成23年12月28日

各位

相双信用組合

**金融機能強化法に基づく優先出資の引受けに係る  
信託受益権等の買取りの決定について**

当組合は、信用組合業界の系統中央機関である全国信用協同組合連合会（以下「全信組連」といいます。）と協議のうえ、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（金融機能強化法）の活用による資本増強についての検討を行うとしておりましたが、今般、全信組連においては、当組合が発行する優先出資の引受けを行うことを決定いたしました。さらに、全信組連は、当組合を同法附則第11条第1項に規定する「特定震災特例協同組織金融機関」として、当該引受けに係る信託受益権等について、同法第26条の規定により買取りの申込みを行っておりましたが、本日、金融庁において、買取りが決定されましたので、お知らせいたします。

当組合では、この決定を踏まえ、優先出資の発行に向けて、下記のとおり法令上必要な手続きを進めてまいります。

今後は、今般策定いたしました「特定震災特例経営強化計画」に基づき、地元の金融機関として、東日本大震災により被災されたお客様への資金供給をはじめとする金融サービスの提供に努め、一日も早い地域の復興と発展に資するよう、役職員一同、総力をあげて取り組んでまいります。

記

**1. 本優先出資の概要**

本優先出資の概要は以下の通りです。

**(1) 調達概要**

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 発行期日	平成24年1月18日（水）
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき50,000円（額面金額1口500円） 1口につき25,000円
4. 発行総額	16,000百万円
5. 発行総数	320,000口

**(2) 優先出資発行に関する日程**

平成24年1月18日(水) 優先出資発行の払込期日

**2. 当組合の「特定震災特例経営強化計画」の概要について**

当組合は、金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に際して、「特定震災特例経営強化計画」を策定して提出しております。

詳細は、別添資料「経営強化計画ダイジェスト版」をご参照ください。

以 上